

第19回教育委員会

開会日時 令和4年 10月 5日(水) 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時32分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	大 橋 薫
指 導 室 長	氣 田 眞由美	新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	伊 東 龍一郎
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	河 野 雅 彦
教育支援センター所長	阿 部 雄 司	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和4年第19回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、大橋学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、伊東施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、河野地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

日程第一 議案第30号「東京都板橋区立図書館の指定管理者候補団体の選定について」は、令和4年第4回区議会定例会で審議を予定している案件のため、報告1「令和5年度学校給食調理等業務新規委託校について」は、区議会への情報提供前のため、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

○臨時代理

1. 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則ほか2件の決定について

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理の議題に移ります。臨時代理1「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則ほか2件の決定について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 よろしくお願いたします。

本件は、育児休業等に関しまして、条件を、運用を緩和することで、いわゆる育児休業を取りやすい環境を整えるというものでございます。

育児・介護休業法の改正等を経て非常に複雑になるものですから、シンプルに、中身をコンパクトにして説明をしたいと思っております。

条例が3つあるのですが、まずは今、育児・介護休業法が4月1日から3段階で改正する、途中でございます。

また、区には、これらの法に基づく育児休業のほかにも、プラスアルファの、

いわゆる特別休暇であるところの育児参加休暇というものがあまして、最長、出産の日以後8週間を経過する日まで、5日間取ることができます。

これらを組み合わせて、出産・育児に絡めて、職員は休みを取ることになります。

この特別休暇についてなのですが、一連の法改正の趣旨を受けまして、総務省から、運用の緩和を求める技術的助言というものが出されております。

それを受けまして、今回、これら3つの規則を改正するということになります。

まず、1つ目の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則なのですが、こちらの改正は、区の特別休暇である育児参加休暇の最長期間を、先ほどお話ししました、最長、出産の日以降8週間を経過する日までというところを、1年を経過する日までに延長するという中身でございます。

2つ目と3つ目の、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則と、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、こちらの改正は法に基づく育児休業を取ったときの話でして、そのときに期末手当と勤勉手当、いわゆるボーナスに影響するルールを緩和するというものです。

これまでは、期末手当については、取得日数を、手当を計算する在職期間から控除するときに半分にしていました。

そうしていたところを、取得がひと月未満の場合は、取得した日数を一切差し引かないということで、少しボーナスが上がるということでございます。休みを取っても影響しないという話になります。

勤勉手当の方につきましては、ひと月未満は一切差し引かれませんが、影響しません。ひと月以上取得になりますと、全日数が差し引かれていました、現在は。

この計算式は、同じ状態で、出産の日以後、8週間を経過する日までの期間と、それ以降から1歳までの期間、この2つの期間に対して一度ずつ適用されるというように変更されます。

この2つの期間に一度ずつ適用されるという話は、期末手当にも同じように適用されるということになります。

これらにつきましては、法律で、出産の日以後8週間を経過する日までの期間に、新しく産後パパ育休という制度が整備されまして、それらを受けて、このような形で2つの期間にそれぞれ優位になるような計算をして、ボーナスへの影響を少し緩めるということでございます。

これらの改正が2つ目と3つ目の規則改正ということになります。

非常に複雑で、全てを丁寧に細かく説明しようとしますと相当な時間を要しますので、ざっくりと、1つ目は区の特別休暇につきまして、取得できる日が出産の日から8週間までのところが、1年まで延長されている。

2つ目と3つ目の改正は、育児休業を取得したときにボーナスが減るという影響が少し緩くなるというような改正でございまして、いずれにしましても、これらの改正で、育児をしたい職員が仕事を休みやすくなる環境を整えるというものでございます。

これらの細かな改正の新旧対照表は、この資料の後の頁につけてございますが、これらの改正を、臨時代理によりまして代理処理したということをご報告させていただきます。

ここまで、複雑になりましたが、よろしくお願いたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。
 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 板橋グリーンカレッジオープンキャンパスの実施について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告2「板橋グリーンカレッジオープンキャンパスの実施について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。

 「生－1」をご覧ください。

 板橋グリーンカレッジオープンキャンパスの実施についてでございます。

 1の事業趣旨でございます。

 令和4年度からグリーンカレッジ事業が生涯学習課に移管されたことに伴いまして、多世代を対象とする事業を実施し、区民の学びへのアクセスの利便性を向上させることで、全ての世代を対象とした人々の学びを支える「社会教育」を充実させていくことを目的としてございます。

 2の対象でございます。

 区内在住・在勤・在学の方で、年齢制限等はなしでございます。

 3番の実施内容でございます。

 11月12日土曜日14時から15時半といったところで、「ピーターラビットのおはなし」が、今年、出版120周年を迎えることから、大東文化大学の教授の方をお招きしまして、講演会を実施するものでございます。

 (2) シリーズ講義「板橋学」でございます。

 こちらにつきましては、12月～3月の土曜、午後で5回を予定してございまして、産業や交通など、様々な分野の板橋の歴史に関する講義を、全5回の連続講義として行うものでございます。

 4、周知方法でございます。

 (1) (2)ともに、広報いたばしで募集をかけまして、10月15日号と11月12日号を予定しているところでございます。

 説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

板橋グリーンカレッジが教育委員会に移管されたということで、ここに、事業趣旨の中にあるように、全ての世代を対象とした人々の学びを支える「社会教育」、非常に大きなファーストステップかなと思っておりますが、周知ですよね。

単にシリーズが、広報に載せればそれでいいのかどうかといったところをやっぱりもう少し検討していただいて、どちらかという、イメージとしては高齢者向けの板橋グリーンカレッジの講座が、本当に年齢がかなり前倒しになってきていて、こういうものがあるんだということを、いかに知らせていくかということが非常に重要なポイントなのかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

生涯学習課長 米印で、区のホームページに生涯学習課のSNS、ポスター、チラシ等を用いてという形で周知を予定しているところでございますが、今ご意見をいただきましたので、もう少し踏み込んで検討させていただきたいと思っております。

教 育 長 ぜひ、特に板橋が区制90周年ということも含めて、とても魅力的なものであるだけに、これは、5回の内容も、この広報が出る時期には何をするかというのは具体的に分かってくるわけですかね。

生涯学習課長 はい。産業と交通の分野でございます。

教 育 長 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。
そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(はい)

○報告事項

3. 上水ポンプの修繕工事に伴う板橋区立教育科学館の臨時休館について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告3に移ります。「上水ポンプの修繕工事に伴う板橋区立教育科学館の臨時休館について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 「生-2」「上水ポンプの修繕工事に伴う板橋区立教育科学館の臨時休館について」をご覧ください。

件名でございます。上水ポンプの修繕工事に伴う板橋区立教育科学館の臨時休館について。

2の内容でございます。

教育科学館のところで、9月21日水曜日13時から9月30日金曜日まで休館とさせていただいたものでございます。

3の決定日につきましては、令和4年9月21日でございます。

記載はございませんが、9月21日と9月22日に日に、小学校の移動教室対象校及び小学校の校長会の会長、中学校の校長会の会長、また、教育委員の皆様に

は電話やメール等でお詫びとご報告をさせていただいているところでございます。

4の経緯及び故障の影響等でございます。

9月21日に発生いたしました板橋区立教育科学館の上水ポンプの故障によりまして、館内の水の供給が停止し、水道・空調設備が使用不能となったことから、営業継続が不可能となったものでございます。

この件につきましては、9月上旬より不調の報告の方を受けておりまして、修繕の手配をしておりましたが、修繕に必要な部品の納入が遅れておりまして、施設経営課と代替の措置を検討いたしまして、緊急の工事を実施したものでございます。

5の移動教室の対応でございます。

休館期間に移動教室を予定していた学校につきましては、指導室を通じましてスケジュールの再調整を行っているところでございます。

資料に記載はございませんが、その後の経過と今後の予定でございます。

9月28日に、浄水ポンプのオーバーホールを実施いたしまして、調整と試運転を行いまして、16時ごろ、科学館の機能復帰を確認したところでございます。

水質につきましては、既設ポンプをオーバーホールしているため、問題は発生していない状況でございます。

翌日、9月29日に、機能が停止していた管、各配管に残っていた水につきましても排出を完了いたしまして、飲料用の水として問題なく利用できる状況を確認したところでございます。

9月30日に、各設備の点検、開館に向けた準備等を行いまして、予定どおり、10月1日に開館いたしました。

今後の予定でございますが、10月17日以降に手配している浄水ポンプが納品される予定となっております。こちらを交換いたしまして、修繕完了といった形になります。

大変ご迷惑をおかけいたしまして、申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

これは、本当に突然のことだったのですが、太田課長を初めとして、伊東課長を含めて、迅速な対応で、予想以上に早い対応をしていただいていたことよかったです。

ありがとうございます。

生涯学習課長 ありがとうございます。

○報告事項

4. 第29回いたばし国際絵本翻訳大賞中学生部門の募集について

(図-2・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告4に移ります。「第29回いたばし国際絵本翻訳大賞中学生部

門の募集について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長

中央図書館長でございます。

「図－２」の資料を基にご説明いたします。

「第２９回いたばし国際絵本翻訳大賞中学生部門」の募集でございます。

区内中学生を対象に、海外絵本の翻訳作品を募集し、優れた翻訳作品を表彰することによって、国際理解を深め、英語力向上の一助となるとともに、次代の文化芸術を創造する人材の育成を目的とした事業でございます。

今回の課題絵本は、「W i s h」という絵本になります。ファンタジーの物語になっております。こちらの絵本を題材として翻訳を募集する形になります。

区内の中学校というところで、次のページに一覧があるのですが、中学校２２校プラス私立５校が対象となっております。

各学校に１冊ずつ絵本を配りいたしますので、こちらを基に奮ってご応募いただければと思っております。

審査員につきましては、英米文学翻訳家の三辺律子様、ないとうふみこ様をお願いしております。

作品の応募の締め切りが、令和５年１月１２日、年明けになっております。

冬休みの宿題などに活用していただける時期を設定しております。

次のページです。

賞及び賞品。

最優秀賞は、１作品、図書カード５千円分。

優秀翻訳賞は、５作品以内、図書カード千円分です。

参加賞は、皆様にお渡しすることができますので、奮ってご応募いただきたいと考えています。

入賞者につきましては、今年度中、令和５年２月、３月の教育委員会・定例校長会でご報告させていただければと思っております。

表彰式につきましては、年度をまたぎますが、来年度、令和５年８月の「ボローニャ・ブックフェア i n いたばし」の中で実施をする予定となっております。

報告については、以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員

８月に、第２８回の国際絵本翻訳大賞の表彰式がありました。

その中で、今回、初めて、イタリア語部門で、大賞がグループでの参加の方々ということでした。今まで翻訳はすごく孤独な作業だというような話が受賞者のスピーチでありましたが初めてグループで大人の方が取組んだものが大賞になったということで、審査員の方やほかの受賞者の方も、グループでの翻訳ということに大変注目されておりました。

今回の受賞者の方たちは、大学時代の友人のグループで、それぞれ社会人になってから、語学ですとか、哲学ですとか、文学ですとか、得意な分野を生かして、

お互いに話し合っ、作品の世界観を深めて、今回の受賞につながったというお話をされていました。

中学生のグループでの参加があるので、ぜひ、ここからここまでという単純な分け方ではなくて、普段から学校でやっているお互いの話合い活動を、翻訳を通して生かして取り組んでもらえたらいいと思いました。

中央図書館長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、グループでの翻訳はなかなか難しいところがあるのですね。今回の大賞は2名以上のグループでも応募可となっておりますので、おっしゃっていただいたように、ここからここまでということではなくて、要は、言葉遣いとか、そのようなものをトータルで整えるという作業が必要になってくるかと思っておりますので、ぜひ、各中学校の生徒の皆さんもそのような観点をもって応募していただければと思っております。

教 育 長 ありがとうございます。ぜひ、これは中学校の教育研究会英語部会にも顔を出していただいて、先生方にもお伝えいただくと広まるかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 「第28回いたばし国際絵本翻訳大賞」出版絵本の配付について

(図-3・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告5「第28回いたばし国際絵本翻訳大賞」出版絵本の配付について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 中央図書館長でございます。

引き続き、「図-3」の資料をご覧ください。

こちらに関しましては、既に行った事業になります。

第28回いたばし国際絵本翻訳大賞出版絵本の配付という形になります。

令和3年度に実施した国際絵本翻訳大賞の大賞受賞、2作品、英語部門とイタリア語部門、こちらが既に出版されております。

これを、区内の小・中学校の子どもたちが、この海外の絵本に触れて、絵本の世界を楽しむ助けとなれるように、こちらの事業の関心を高めることと併せて、各小・中学校へ1冊ずつ絵本を配付するという形になっております。

配付する絵本は2冊でございます。

1冊目は、「森のなかの小さなうち」。

こちらは英語部門なのですが、アメリカの大恐慌時代の流れをくんだ絵本となっております。

(2)は「おはなしのたねをまくと…」というもので、こちらは、ストーリーが土に埋めると木がなっているというような、こちらはファンタジーに感じられる絵本になっているかと考えております。

今月中に、各学校には交換便で送らせていただければと思っておりますので、ぜひ、皆さん、絵本をご一読いただければと思います。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
私も、毎年、拝読させていただいているのですが、本当に素敵な絵本です。
絵本は子どもの本というイメージがあるのですが、我々大人が読んでも、とても何か考えさせてもらえるなということで、とてもいい企画であるし、内容だなと思います。ありがとうございました。

(はい)

教 育 長 それでは、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第一及び報告1については、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はお退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人退席)

○議事

日程第一 議案第30号 東京都板橋区立図書館の指定管理者候補団体の選定について

(中央図書館)

教 育 長 それでは、日程第一 議案第30号「東京都板橋区立図書館の指定管理者候補団体の選定について」、部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第30号の資料をご覧ください。

東京都板橋区立図書館の指定管理者公募団体の選定についてでございます。

議案の提出日は、本日でございます。

提出者は、教育長、中川修一。

先日、選定委員会がございまして、その結果が出されましたので、板橋区議会において議決を受けるために提出したものでございます。

板橋区では、地域図書館を3つのエリアに分けて、指定管理者の設定を行っております。A、B、Cグループとしております。

今回、候補団体と第2候補団体が決まりましたのでその議案でございます。

項番1の候補団体は、Aグループ、Bグループ、Cグループ。記載のとおりでございます。

そして、項番2、第2候補団体。こちらはB、Cグループでございますが、記載のとおりでございます。

2ページ目をご覧ください。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

提案理由は、板橋区議会による指定管理者の指定決議を受け、設定委員会の結果に基づき、教育委員会として選定する必要があるためでございます。

詳細につきましては、中央図書館長からご説明いたします。

中央図書館長

中央図書館長でございます。

次のページ、教育委員会資料となっているものをご覧ください。まずは、選定経過でございます。

赤塚、高島平、成増図書館をAグループ、清水、蓮根、西台、志村、こちらの4館をBグループ、氷川、東板橋、小茂根図書館をCグループとし、グループごとに指定管理者の候補団体を選定する作業を行いました。

7月から応募書類を配付し、説明会、見学会などを経て、8月に募集を行ったところ、Aグループに関しては1者のみの応募ございました。Bグループに関しては、2者の応募がございました。Cグループに関しましては、6団体、6者の応募申込がございました。BとC、両方に応募された団体も1つございました。

8月に第一次審査を行い、財務状況などを税理士会に委託し、審査を行ったものでございます。

審査につきましては、9月16日に、各者のプレゼンテーションを受けて、総合評価により判定しました。

項番2でございます。指定管理者の候補団体でございます。

Aグループ、赤塚、高島平、成増図書館になるのは、株式会社図書館流通センター、こちら1者のみでございましたので、こちらを対象といたします。こちらは、現行事業者と変わらずでございます。

Bグループ、清水、蓮根、西台、志村の4館につきましても、株式会社ヴィアックス、こちらの業者に選定をいたしました。

Cグループに関しまして、氷川、東板橋、小茂根図書館でございます。こちらは、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社というところが選定対象となっております。現行事業者と変わるの、このグループという形になります。

第二候補団体でございます。

Aグループは1者のみの応募でしたので、B、Cグループでございます。

Bグループにつきましては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が第二候補となっております。

Cグループ、氷川、東板橋、小茂根に関しましては、図書館スタッフ・板建総共同事業体というところが第二候補になってございます。

こちらは、今後、議会に上程するという形になりますので、ご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
長沼委員、どうぞ。

長 沼 委 員 単純な質問なのですが、グループによって応募する会社の数が違うのは、何か理由があるのですか。例えば立地条件とか、管理しやすいとか。

中央図書館長 図書館の大きさというところが大きいのかと思っております。蔵書数や来館者数の違い。そうすると、結構、高島平、成増などは、立地が駅から近かったりするので、結構なスタッフの量が必要になってきます。

一方で、清水や蓮根とかというのは、区の地域センターの建物のワンフロアだけですので、このような企業が受け持てる規模というところが要因になっているのかなと思っております。

そのバランスをとるために3グループに分けて、各事業者で応募ができる形というふうには設定しております。

長 沼 委 員 そうしますと、応募した事業者さんが、自分たちであればここが相応しいということを選んでということですね。
ありがとうございます。よく分かりました。

中央図書館長 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

では、私の方から。まず、2つあるのですが、1つは、AもBも継続ということですよ。継続する場合は、何期までという縛りはあるのですか。それとも、特にそのようなものはなくて、継続をずっと続けていくという形になるのでしょうか。

中央図書館長 契約の更新というか、何回目、何期目というところの制限はございません。毎回、こうやって改めて選定した上で、候補として契約していくという形になりますので、3期、4期ということもあり得ます。

教 育 長 もう1点なのですが、地域図書館については、以前、指摘のあった雇用体制、これについては、いかがでしょうか。

中央図書館長　　まず、前提としては、企業活動に関わるところなので、こちらから指定して、手を挙げてくださいということにはできないですが、プレゼンをしていただく資料の中には、職員体制というものの提示をしていただいております。

例えば正規職員が何名というところを明確に書いていただいておりますし、選定委員会の中でも、そのような質疑がございました。委員会の内容については非公開になるのですが、そのような議論を受けた上で選定を行っておりますので、これまでご指摘のあった部分というのは対応してきたと考えております。

教 育 長　　ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長　　それでは、お諮りします。日程第一 議案第30号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長　　それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 令和5年度学校給食調理等業務新規委託校について

(学-1・学務課長)

教 育 長　　では、続いて、報告1「令和5年度学校給食調理等業務新規委託校について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長　　ご報告いたします。

こちらは、学校給食に関することを所掌しております学務課よりご説明をいたします。

来年度、令和5年度の学校給食調理業務の新規委託校についてです。

給食現場での職員は、区直営による区の技能系の調理職員で運営する場合と、業務委託による民間企業の職員によって調理される場合とに分かれております。

このたび、区職員の退職者不補充という考えのもとに、区の任用状況に応じて、新たに委託をする、委託によって運営される委託校を決めておるものでございます。

令和5年度につきましては、退職者、また、別の業務への転職希望者などの事前の調査を基に、新規に1校で委託を計りたいと思い、決定したところでございます。

内容についてです。

項番1です。新規の委託校は、小学校1校を予定します。志村第三小学校でご

ざいます。

項番2です。委託条件について、以下の2点を基に決めたものです。

冒頭でご説明いたしました退職者数など、そのような職員の配置体制についての理由を考慮したもの。

もう1点としましては、小学校、中学校及び地域のバランスで調理現場の状況を踏まえて、対象校を決定したものでございます。

なお、この業務新規委託によりまして、調理の業務委託校については、小学校では51校中49校、中学校では22校中10校となっております。

説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は
閉会いたします。ありがとうございました。

午前 10時 32分 閉会